

会計年度任用職員募集要項（福祉業務専門員（日勤・練馬区石神井台））

項 目	内 容
職名	会計年度任用職員（福祉業務専門員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名
任用期間	任用開始日から令和7年3月31日まで ※ 任用開始日は、個別に調整の上決定します ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合は、正式採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局児童相談センター保護第二課（練馬区石神井台）
職務内容	一時保護所入所児童の生活指導業務補助 ※主に学習面での補助
応募資格・求められる能力	（1）応募資格 次のいずれか一つ以上の要件を満たすこと ・保育士の資格を有する者 ・社会福祉施設における実務経験2年以上 ・大学又は短期大学の社会福祉系学部を卒業又は卒業見込み（任用時に卒業していること） ・社会福祉専門学校を卒業又は卒業見込み（任用時に卒業していること） ・精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有する者 （2）求められる能力 ・一時保護児童に対し、親切で丁寧な対応を行うことができる。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができる。 ・服務規律及び職場ルールを遵守し、業務に取り組むことができる。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。
勤務日数	月16日
勤務時間	8時30分から17時15分まで 所定勤務時間を超える勤務無（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇

	※ 一定の要件を満たす場合は、上記休暇等を付与
報酬額	日額 12,100円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限2,600円／日） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法	（1）提出書類 次の応募書類を（3）の申込先に提出してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。 ア 会計年度任用職員申込書（別紙） ※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合は、写真データをフォームに直接アップロードしても構いません。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※ 志望動機欄は必ず記載してください（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。 イ 作文 ・課題 「児童相談所及び一時保護所の直面する課題と役割について」 ・字数 800字から1200字程度 （2）応募期限 随時募集 ※ 順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。 （3）申込先 応募書類を申込フォームで送付してください。  フォームのURL：https://logoform.jp/form/tmgform/755721 ※ 必ずインターネットで申込みをしてください。 ※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申込みを受け付けます。事前にお問合せください。 また、身体の障害等によりインターネットでの申込みが困難な方も、東京都児童相談センターへお問合せください。
選考方法	（1）第一次選考（書類選考） （2）第二次選考（面接） 集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

	※ 合否結果については、応募者全員にメールで通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もあります。 なお、選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。
問合せ先	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都児童相談センター事業課庶務担当 電話：03-5937-2302（直通）